

- 令和6年1月～2月 北海道・札幌市、福島県・浪江町からそれぞれ提案
- 令和6年4月9日 国家戦略特区ワーキンググループヒアリングを実施
 - ① 特例許可の活用 許可権者である自治体側でどこまで安全性を判断しきれるのか等の論点があり、国土交通省と経済産業省の協力を得ながら、安全基準を具体化することが重要。
 - ② 一般化に向けた検討 圧縮水素スタンドの貯蔵量を合理化した前例を踏まえ、高圧ガス保安法側で一定の安全基準を定め、それを建築基準法側で引用する形で見直しを行う。
- 令和6年度中 内閣府委託調査事業として「用途地域内の水素貯蔵量上限の合理化に向けた調査」を実施 特例許可に必要な保安基準等について検討・整理を行う。
- 令和7年3月19日 国家戦略特区ワーキンググループヒアリングを実施
 - ① 特例許可の活用 特例許可を受けるために必要な保安基準等の方針（※）について結論を得る。
※貯蔵量上限が撤廃されている「都市型圧縮水素スタンド」の技術基準を参考に、追加的な安全対策を講じる。
 - ② 一般化に向けた検討 経済産業省における保安基準の一般化に係る検討をベースとして、国土交通省において、貯蔵量上限の適用除外に係る検討を進める。
- 令和7年6月10日 第66回国家戦略特別区域諮問会議 特区制度を活用して取り組む規制・制度改革事項等

● 圧縮水素の貯蔵量上限の緩和

- 建築基準法上の用途制限における圧縮水素貯蔵量の上限規制について、特区提案に基づく先行的取組として、提案に係る水素貯蔵施設の整備を進めるため、経済産業省及び国土交通省が提案自治体と連携して、特例許可を受けるために必要な保安基準等の方針について、2025年3月に結論を得た。引き続き、特例許可の取得に向けて、両省から提案自治体に対し丁寧な助言等を行う。
- ② その結論を踏まえつつ、水素の社会実装に向けて、両省が連携して上限規制の適用を除外するために満たすべき高圧ガス保安法等の保安基準及びこれを前提とした建築基準法における措置について検討を進め、2025年度中を目途に結論を得て、当該結論に基づき速やかに措置を講ずる。

① 特例許可の活用 提案自治体より進捗状況について報告

② 一般化に向けた検討 両省より、有識者会議での検討結果と今後の措置について報告